## フリーローン (メンバーズ)

(2022年4月1日適用中)

(2022年4月1日週用中)		
1	商品名	フリーローン (メンバーズ)
2	お申込みいた だける方	当金庫に加入頂いている団体会員の方、または同団体の事業体の管理職の方で、次の条件に該当する方 ○お申込時の年齢が満 18 歳以上の方 ○完済時年齢が満 76 歳未満の方 ○勤続年数が1年以上の方 ○安定継続した年収(前年税込み年収)が 150万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方 *「団体会員の方」とは、東北労働金庫に出資している以下の団体に所属されている構成員の方です。①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、一定の条件を満たす団体(同一企業の団体に限ります) *詳細については、お取引店にご確認ください。
3	お使いみち	暮らしのさまざまな生活資金としてご利用いただけます。 ただし、事業資金や投機目的資金、負債整理資金としてはご利用いただけません。
4	ご融資金額	最高 1,000 万円 (1 万円以上 1 万円単位)
5	ご融資期間	固定金利型: 最長 10 年 変動金利型: 最長 15 年
6	ご融資金利	固定金利型、変動金利型から選択いただけます。 ○固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。 ○変動金利型 ①金利の上昇、低下によって適用金利が変更します。 ②既往融資の見直し…年2回、金利の見直しを行います。「無担保貸出標準利率」を基準金利として、i4月1日現在の基準金利を6月の返済日の翌日より適用、ii10月1日現在の基準金利を12月の返済日の翌日より適用します。
7	金利引下げ制度	以下の当金庫お取引項目またはご契約される方の状況によって、適用金利を最大「年 0.4%」または「年 0.2%」引下げいたします。  取引等項目 ① 当金庫住宅ローンをご利用の方 ② ご契約ポイント(※1) A.給与振込または年金振込の指定 B.無担保ローン契約またはマイプラン契約 C.無通帳型契約(※2) D.他金融機関等からのお借換え ③ サステナブルポイント(※1) A.雇用形態が「契約職員等」の方 B.お申込時に 18 歳未満の子を養育する「ひとり親世帯」の方 C.お申込時に 30 歳以下の方  (※1)②または③いずれかの利用により最大年 0.2%引下げとなります。(※2)ご返済用口座に「普通預金通帳不発行口座」をご指定し、「ろうきんダイレクト」および「ろうきんアプリ」をご契約されている方。

## 〔商品概要説明書〕

8	ご返済方法	○元利均等・利息分割後取返済、または元利均等・利息分割後取加算併用返済(ただし、加算併用返済部分は総貸付額の50%以内です。) *元利均等・利息分割後取返済とは、毎月支払う元利金(元金と利息の合計=1回あたりの返済額)が一定である返済方式です。 *給与所得で一時金支給のある方が、加算併用返済をご利用できます。 ○変動金利型により適用金利が変更した場合、次の通り返済方法を見直します。 ①金利が上昇した場合…金利変更の都度、返済金を見直します。 ②金利が低下した場合…返済金は見直しません。
9	担保	不要です。
10	保証	○当金庫指定の保証機関である(一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 ○保証料は、金庫負担となります。 ○保証人は、原則不要です。 ○SMBCファイナンスサービス(株)を保証委託先とする「保証委託制度リトライ」をご利用出来ます。
11	商品に関するお問い合わせ	○フリーダイヤル: 0 1 2 0 − 1 9 1 9 − 6 2 受付時間 平日 午前 9 時~午後 5 時
12	苦情処理措置 (ろうきんへの 相談)	○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口:東北労働金庫 お客様相談窓口】 0 1 2 0 − 1 9 1 5 − 6 2 ○受付時間 平日 午前 9 時~午後 5 時なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。ホームページアドレス https://www.tohoku-rokin.or.jp
13	紛争解決措置 (第三者機関に 問題解決を相 談したい場合)	○東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。 ○また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288

- ○返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算ができます。
- ○現在の金利については、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
- ○その他、詳しくはお取引店へお問い合せください。
- ○ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合 がございますので、ご了承ください。

東北ろうきん